

基発第 0328005 号

職発第 0328007 号

平成 20 年 3 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

厚生労働省職業安定局長

(公印省略)

「都道府県労働局における労働基準行政と職業安定行政との連携について」
の一部改正について

平成 12 年 8 月 30 日付け基発 543 号・職発第 558 号「都道府県労働局における労働基準行政と職業安定行政との連携について」(以下「連携通達」という。)を下記のとおり改正し、平成 20 年 4 月 1 日から運用することとしたので、了知の上、積極的な連携に遺憾なきを期されたい。

記

連携通達の一部を次のとおり改正する。

記の第 2 中「職業安定部間」を「職業安定部又は需給調整事業部間」に改める。

連携通達の記の第 2 の②中「派遣労働者対策」を「派遣労働者等の対策」に、「及び安定所の職員」を「及び職業安定部の需給調整事業担当課室若しくは需給調整事業部（以

下「需給調整事業担当課室」という。)、建設労働者の雇用の改善等に関する法律担当課(以下「建設労働法担当課」という。)又は安定所の職員」に改める。

連携通達の記の第3の1中「及び安定所」を「及び需給調整事業担当課室若しくは建設労働法担当課又は安定所」に改め、「派遣労働者関係」を「派遣労働者等関係」に、「年少労働者関係及び申告・相談、」を「年少労働者関係、障害者である労働者関係及び申告・相談、」に改める。

連携通達の記の第3の2中「公共職業安定所長(以下「安定所長」という。)」を「需給調整事業担当課室の長若しくは建設労働法担当課の長又は公共職業安定所長(以下「安定所長」という。)」に改め、第2文として「監督署長から情報提供する場合には、派遣労働者に係る事項については需給調整事業担当課室の長に、建設労働者に関する事項については建設労働法担当課室の長に、その他の事項については安定所長に行うこととする。」を加え、第3文中「監督署長又は安定所長は、」を削り、「局に対して」を「監督署長は労働基準部に対して、労働基準部においては職業安定部又は需給調整事業部に対して、安定所長は職業安定部又は需給調整事業部に対して、職業安定部又は需給調整事業部においては労働基準部に対して」に改める。

連携通達の記の第3の3中「安定所」を、「需給調整事業担当課室若しくは建設労働法担当課又は安定所」に、「派遣労働者関係」を「派遣労働者等関係」に、「年少労働者関係及び問題事業場関係」を「年少労働者関係、障害者である労働者関係及び問題事業場関係」に改める。

連携通達の記の第3の4中「及び安定所長」を「及び需給調整事業担当課室の長若しくは建設労働法担当課の長又は安定所長」に、「安定所長又は監督署長」を「需給調整事業担当課室の長、建設労働法担当課の長若しくは安定所長又は監督署長」に改め、「監督署長又は安定所長は、」を削り、「局へ報告等を行った事案」を「労働基準部又は職業安定部若しくは需給調整事業部へ報告等を行った事案」に、「局に対して回報」を「監督署長は労働基準部に対して、安定所長は職業安定部又は需給調整事業部に対して回報」に改める。

連携通達別表1及び別表2を別添のとおりとする。

別表 1

派遣労働者等の対策に係る共同の指導監督等

労働者派遣事業の適正な運営及び派遣労働者の労働条件の確保等を確実に図って
いくため、次の事案については、監督署及び安定所需給調整事業担当課室若しくは
建設労働法担当課又は安定所の職員が共同して臨検、立入検査等事業場（所）に赴
いて指導監督等を実施する。

①	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の適用除外業務について労働者派遣事業（港湾労働者派遣事業及び建設業務労働者就業機会確保事業を除く。）を行っている場合（労働者派遣法第4条第1項違反）であって、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働基準関係法令（労働者派遣法第3章第4節の規定に基づき適用される場合を含む。以下「労働基準関係法令」という。）違反が疑われるとき。
②	事業所（場）ごとに厚生労働大臣の許可を受けないで一般労働者派遣事業、又は港湾労働者派遣事業又は建設業務労働者就業機会確保事業を行っている場合（労働者派遣法第5条第1項違反又は労働者派遣法第4条第1項違反）であって、労働基準関係法令違反が疑われるとき。
③	事業所（場）ごとに厚生労働大臣に届出書を提出しないで特定労働者派遣事業（港湾労働者派遣事業を除く。以下同じ。）を行っている場合（労働者派遣法第16条第1項違反）であって、労働基準関係法令違反が疑われるとき。
④	期間を定めた一般労働者派遣事業、又は港湾労働者派遣事業又は建設業務労働者就業機会確保事業の全部又は一部の停止についての厚生労働大臣の命令に違反している場合（労働者派遣法第14条第2項違反、又は港湾労働法第21条第2項違反又は建設労働法第40条第2項違反）であって、労働基準関係法令違反が疑われるとき。
⑤	特定労働者派遣事業の廃止又は期間を定めた事業の全部若しくは一部の停止についての厚生労働大臣の命令に違反している場合（労働者派遣法第21条違反）であって、労働基準関係法令違反が疑われるとき。
⑥	その他上記①から⑤までに準ずる行為（名義貸し、偽りその他不正の行為により一般労働者派遣事業の許可を受けている等）をした場合であって、労働基準関係法令違反が疑われるとき。

派遣労働者等、出稼労働者、年少労働者、障害者である労働者及び問題事業場関係の情報提供等

		労働基準監督署	需給調整事業担当課室、建設労働法担当課 又は公共職業安定所
派遣労働者等関係	情報提供等	1 監督署において、労働者派遣法に基づき厚生労働大臣の許可を受け、若しくは厚生労働大臣に届出書を提出して労働者派遣事業を行う者、又は港湾労働法に基づき厚生労働大臣の許可を受けて港湾労働者派遣事業を行う者又は建設労働法に基づき厚生労働大臣の許可を受けて建設業務労働者就業機会確保事業を行う者が、労働基準関係法令の規定に違反し、監督署が司法処分にし、罰金以上の刑が確定した場合 (罰金の刑については労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(昭和61年政令第95号)第3条第1号、第3号、第5号及び第9号、又は港湾労働法施行令(昭和63年政令第335号)第3条第1号、第3号、第5号及び第9号、又は建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行令(平成17年政令第314号)第2条各号)に掲げる規定に違反した場合に限る。)	安定所需給調整事業担当課室、建設労働法担当課又は安定所において、労働者派遣事業若しくは建設業務労働者就業機会確保事業を行う者又は派遣先事業主若しくは受入事業主が労働基準関係法令の規定に違反している疑いのある事案を把握した場合
		2 監督署において、労働者派遣事業又は建設業務労働者就業機会確保事業を行う者の労働基準関係法令に係る重大・悪質な法違反につき司法処分等を行った場合	
		3 監督署において、労働者派遣の役務の提供を受ける者(以下「派遣先事業主」という。) 又は建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受ける者(以下「受入事業主」という。) に対し、労働者派遣法第3章第4節(港湾労働法第23条及び建設労働法第44条の規定により読み替えて適用するものを含む。) の規定により適用される労働基準関係法令に係る重大・悪質な法違反につき司法処分等を行った場合	
		4 監督署において、労働者派遣法の適用除外業務について、労働者派遣事業(港湾労働者派遣事業を除く。) を行っている疑いのある事案、若しくは無許可・無届出で労働者派遣事業(港湾労働者派遣事業を除く。) を行っている疑いのある事案、又は無許可で港湾労働者派遣事業を行っている疑いのある事案を把握した場合	
		5 監督署において、労働者派遣事業(港湾労働者派遣事業を除く。) を行う者が、労働者派遣契約の中途解約に伴い、当該契約により派遣されていた派遣労働者を休業させ、又は解雇するに当たり、労働基準法第26条又は第20条違反に係る是正勧告を行った場合	

派遣労働者等関係	事案の処理	監督署は、当該情報提供等に係る事案の内容に応じ、監督指導等を行うこと。	1 1について 安定所需給調整事業担当課室、建設労働法担当課又は安定所は、当該情報提供等に係る事案の内容に応じ、許可の取消し（労働者派遣法第14条第1項、港湾労働法第21条第1項又は建設労働法第40条第1項）、事業廃止命令（労働者派遣法第21条第1項）等の措置を講ずること。
			2 2について 安定所需給調整事業担当課室、建設労働法担当課又は安定所は、必要に応じ、実地調査の上、是正指導等を行い、労働者派遣事業を行う者について、その是正状況に応じ、改善命令（労働者派遣法第49条（港湾労働法第23条及び建設労働法第44条の規定により読み替えて適用するものを含む。））、事業停止命令（労働者派遣法第14条第2項、同法第21条第2項、港湾労働法第21条第2項又は建設労働法第40条第2項）、許可の取消し、事業廃止命令等の措置を講ずること。また、悪質なものについては、告発の措置も講ずること。
			3 3～5について 安定所需給調整事業担当課室、建設労働法担当課又は安定所は、必要に応じ、実地調査を行い、その結果、労働者派遣法、又は港湾労働法又は建設労働法上の問題が認められた場合には、必要な是正指導等を行うこと。
出稼労働者関係	情報提供等	監督署において、出稼労働者に関係した労働基準関係法令に係る重大・悪質な法違反につき司法処分等を行った場合	1 安定所において、出稼労働者を多数雇用している事業所（場）を把握した場合 2 安定所において、出稼労働者に関係した労働基準関係法令違反の疑いのある事業所（場）を把握した場合
	事案の処理	監督署は、当該情報提供等に係る事案の内容に応じ、監督指導等を行うこと。	安定所は、当該情報提供等に係る事案の内容に応じ、当該事業所（場）に対し、求人への不受理（又は受理の保留）、紹介保留、再発防止の求人者指導等を行うこと。
年少労働者関係	情報提供等	監督署において、年少労働者に関係した労働基準関係法令に係る重大・悪質な法違反につき司法処分等を行った場合	安定所において、年少労働者に関係した労働基準関係法令違反の疑いのある事業所（場）を把握した場合
	事案の処理	監督署は、当該情報提供等に係る事案の内容に応じ、監督指導等を行うこと。	安定所は、当該情報提供等に係る事案の内容に応じ、当該事業所（場）に対し、求人への不受理（又は受理の保留）、紹介保留、再発防止の求人者指導等を行うこと。

障害者である労働者関係	情報提供等	監督署において、障害者である労働者に 関係した労働基準関係法令に係る重大・悪 質な法違反につき司法処分等を行った場合	安定所において、障害者である労働者 に関係した労働基準関係法令違反の疑 いのある事業所（場）を把握した場合
	事案の 処理	監督署は、当該情報提供等に係る事案の 内容に応じ、監督指導等を行うこと。	安定所は、当該情報提供等に係る事案の 内容に応じ、当該事業所（場）に対し、求 人の不受理（又は受理の保留）、紹介保 留、再発防止の求人者指導等を行うこと。
問題事業場関係	情報提供等	監督署において、申告・相談が多く寄せ られ、監督指導を行っても、なお労働基準 関係法令違反を繰り返す事業場を把握した 場合	安定所において、求人票と実際の勤務条 件が異なるなどの苦情・相談が繰り返し寄 せられる事業場及び労働基準関係法令違反 の疑いのある事業所（場）を把握した場合
	事案の 処理	監督署は、当該情報提供等に係る事案の 内容に応じ、監督指導等を行うこと。	安定所は、当該情報提供等に係る事案の 内容に応じ、当該事業所（場）に対し、求 人の不受理（又は受理の保留）、紹介保 留、再発防止の求人者指導等を行うこと。

改 正 案	現 行
記の第1 略 記の第2 労働基準部及び職業安定部又は需給調整事業部間において、募集・採用も含めた一般労働条件の確保・改善対策、派遣労働者対策、外国人労働者対策等の相互に関連する諸対策の推進に関し、必要に応じ、次の事項について協議すること。 ② 労働基準行政及び職業安定行政が所管する法令に係る違反等が認められる事案であつて、社会的に注目を集めるもの等について、両行政の連携した対応が必要なものの処理に關すること。 なお、派遣労働者等の対策について、監督署及び職業安定部の需給調整事業担当課室又は需給調整事業部若しくは需給調整事業部（以下「需給調整事業担当課室」という。）、建設労働者の雇用改善等に関する法律担当（以下「建設労働法担当課」という。）又は安定所の職員が共同して指導監督等を実施する場合としては、別表1 のとおりとするものであること。 記の第3 1 情報の提供・交換 監督署及び需給調整事業担当課室若しくは建設労働法担当課又は安定所は、それぞれが所掌する事務について行政運営上問題が	記の第1 略 記の第2 労働基準部及び職業安定部間において、募集・採用も含めた一般労働条件の確保・改善対策、派遣労働者対策、外国人労働者対策等の相互に関連する諸対策の推進に関し、必要に応じ、次の事項について協議すること。 ② 労働基準行政及び職業安定行政が所管する法令に係る違反等が認められる事案であつて、社会的に注目を集めるもの等について、両行政の連携した対応が必要なものの処理に關すること。 なお、派遣労働者対策について、監督署及び安定所の職員が共同して指導監督等を実施する場合としては、別表1 のとおりとするものであること。 記の第3 1 情報の提供・交換 監督署及び安定所は、それぞれが所掌する事務について行政運営上問題が認められる事案又は問題が発生するおそれがある事案

※傍線が改正部分

認められる事案又は問題が発生するおそれがある事案を発見した場合には、それらに係る情報の提供や交換（以下「情報提供等」という。）を行うなどの連携を図ることとする。

なお、派遣労働者等関係、出稼労働者関係、年少労働者関係、障害者である労働者関係及び申告・相談、苦情等の多い問題事業場関係（以下「問題事業場関係」という。）についての情報提供等については、別表2のとおりとする。

2 情報提供等の方法

情報提供等は、当該事案に係る事業場（所）の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）及び需給調整事業担当課室の長若しくは建設労働法担当課の長又は公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）間において直接行うこととする。

監督署長から情報提供する場合には、派遣労働者に係る事項については需給調整事業担当課室の長に、建設労働者に関する事項については建設労働法担当課室の長に、その他の事項については安定所長に行うこととする。

また、社会的な注目を集める事案、複数の監督署及び安定所にまたがる事案、他局他監督署及び安定所にまたがる事案等については、監督署長は労働基準部に対して、安定所長は職業安定部又は需給調整事業部に対して、安定所長は職業安定部又は需給調整事業部に対して、職業安定部又は需給調整事業部においては労働基準部に対して事案の概要、情報提供の内容などについて報告等を行うこととする。

を発見した場合には、それらに係る情報の提供や交換（以下「情報提供等」という。）を行うなどの連携を図ることとする。

なお、派遣労働者関係、出稼労働者関係、年少労働者関係及び申告・相談、苦情等の多い問題事業場関係（以下「問題事業場関係」という。）についての情報提供等については、別表2のとおりとする。

2 情報提供等の方法

情報提供等は、当該事案に係る事業場（所）の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）及び公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）間において直接行うこととする。

また、監督署長又は安定所長は、社会的な注目を集める事案、複数の監督署及び安定所にまたがる事案、他局他監督署及び安定所にまたがる事案等については、局に対して事案の概要、情報提供の内容などについて報告等を行うこととする。

別表 1 別添のとおり 別表 2 別添のとおり	3 情報提供等を受けた監督署及び需給調整事業担当課室若しくは建設労働法担当課室又は安定所は、事案の内容に応じ、許可の取消し等の行政処分、監督指導等の個別指導、集団指導等を行うこととする。 なお、派遣労働者等関係、出稼労働者関係、年少労働者関係、障害者である労働者関係及び問題事業場関係の事案の処理については、別表2のとおりとする。 4 処理結果の回報等 処理を行った監督署長及び需給調整担当課室の長若しくは建設労働法担当課の長又は安定所長は、事案の処理の結果について、当該処理に係る情報提供等を行った需給調整担当課室の長、建設労働法担当課の長若しくは安定所長又は監督署長に対し、直接回報することとする。 また、上記第3の2により労働基準部又は職業安定部若しくは需給調整事業部へ報告等を行った事案については、監督署長は労働基準部に対して、安定所長は職業安定部又は需給調整事業部に對して回報内容等について報告することとする。
別表 1 略 別表 2 略	3 情報提供等を受けた監督署又は安定所は、事案の内容に応じ、許可の取消し等の行政処分、監督指導等の個別指導、集団指導等を行うこととする。 なお、派遣労働者関係、出稼労働者関係、年少労働者関係及び問題事業場関係の事案の処理については、別表2のとおりとする。 4 処理結果の回報等 処理を行った監督署長及び安定所長は、事案の処理の結果について、当該処理に係る情報提供等を行った安定所長又は監督署長に対し、直接回報することとする。 また、監督署長又は安定所長は、上記第3の2により局へ報告等を行った事案については、局に対して回報内容等について報告することとする。

基 発 第 543 号
職 発 第 558 号
平成 12 年 8 月 30 日

改正 基 発 第 0328005 号
職 発 第 0328007 号
平成 20 年 3 月 28 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

厚生労働省職業安定局長
(公印省略)

都道府県労働局における労働基準行政と職業安定行政との連携について

労働基準行政及び職業安定行政においては、これまでも労働者の労働条件の確保、雇用の安定等を図るために必要な連携を図り、効果的かつ効率的な行政運営を図ってきたところである。

今般、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成 11 年法律第 87 号)により平成 12 年 4 月 1 日から、都道府県労働局(以下「局」という。)が設置されたことに伴い、総合的な労働行政の展開を図るため、労働基準行政と職業安定行政がそれぞれの専門性を発揮するとともに、これまで以上に一体性をもった行政を展開することが求められている。

このため、労働基準行政と職業安定行政との連携については、これを一層強化することとし、今後、下記により行うこととしたので、遺憾なきを期されたい。

なお、昭和 62 年 8 月 18 日付け基発第 495 号・職発第 516 号「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の施行に係る労働基準監督機関と職業安定機関との連携の確保について」は、本通達をもって廃止する。

第1 基本的考え方

産業構造の変化、労働者の就業意識の多様化など社会経済情勢の変化が進展している中において、労働行政としては、労働者の労働条件の確保、雇用の安定等を図るため、機動的かつ効果的な行政を展開していく必要がある。

これら労働行政をめぐる課題に的確に対応するためには、労働者や事業主を始めとする国民に対して局並びに労働基準監督署(以下「監督署」という。)及び公共職業安定所(以下「安定所」という。)において、労働基準行政及び職業安定行政がそれぞれの専門性を発揮するとともに、両行政が連携を密にし、分野横断的に行政を展開していかなければならない。

このため、労働基準行政と職業安定行政との間において、募集・採用も含めた一般労働条件の確保・改善対策、派遣労働者対策、外国人労働者対策等の相互に関連する諸対策の推進に当たり、協力体制の確保、個別事案等に係る情報の提供や交換の実施により、これまで以上に連携を強化するとともに、一体性を保ちながら、機動的かつ効果的な行政の展開を図るものとする。

第2 協力体制の確保等

労働基準部及び職業安定部又は需給調整事業部間において、募集・採用も含めた一般労働条件の確保・改善対策、派遣労働者対策、外国人労働者対策等の相互に関連する諸対策の推進に関し、必要に応じ、次の事項について協議すること。

なお、この場合、必要に応じ、総務部企画室並びに監督署及び安定所の担当者を招集することにも配慮すること。

- ① 両行政が連携して実施する啓発活動、集団指導、個別指導等に関すること。
- ② 労働基準行政及び職業安定行政が所管する法令に係る違反等が認められる事案であって、社会的に注目を集めるもの等について、両行政の連携した対応が必要なものの処理に関すること。

なお、派遣労働者等の対策について、監督署及び職業安定部の需給調整事業担当課室若しくは需給調整事業部(以下「需給調整事業担当課室」という。)、建設労働者の雇用の改善等に関する法律担当課(以下「建設労働法担当課」という。)又は安定所の職員が共同して指導監督等を実施する場合としては、別表1のとおりとするものであること。

第3 情報提供等

1 情報の提供・交換

監督署及び需給調整事業担当課室若しくは建設労働法担当課又は安定所は、それぞれが所掌する事務について、行政運営上問題が認められる事案又は問題が発生するおそれがある事案を発見した場合には、それらに係る情報の提供や交換(以下「情報提供等」という。)を行うなどの連携を図ることとする。

なお、派遣労働者等関係、出稼労働者関係、年少労働者関係、障害者である労働者関係及び申告・相談、苦情等の多い問題事業場関係(以下「問題事業場関係」という。)についての情報提供等については、別表2のとおりとする。

2 情報提供等の方法

情報提供等は、当該事案に係る事業場(所)の所在地を管轄する労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)及び需給調整事業担当課室の長若しくは建設労働法担当課の長又は公共職業安定所長(以下「安定所長」という。)間において直接行うこととする。監督署長から情報提供する場合には、派遣労働者に係る事項については需給調整事業担当課室の長に、建設労働者に関する事項については建設労働法担当課室の長に、その他の事項については安定所長に行うこととする。

また、社会的な注目を集める事案、複数の監督署及び安定所にまたがる事案、他局他監督署及び安定所にまたがる事案等については、監督署長は労働基準部に対して、労働基準部においては職業安定部又は需給調整事業部に対して、安定所長は職業安定部又は需給調整事業部に対して、職業安定部又は需給調整事業部においては労働基準部に対して事案の概要、情報提供の内容などについて報告等を行うこととする。

3 事案の処理

情報提供等を受けた監督署及び需給調整事業担当課室若しくは建設労働法担当課又は安定所は、事案の内容に応じ、許可の取消し等の行政処分、監督指導等の個別指導、集団指導等を行うこととする。

なお、派遣労働者等関係、出稼労働者関係、年少労働者関係、障害者である労働者関係及び問題事業場関係の事案の処理については、別表2のとおりとする。

4 処理結果の回報等

処理を行った監督署長及び需給調整担当課室の長若しくは建設労働法担当課の長又は安定所長は、事案の処理の結果について、当該処理に係る情報提供等を行った需給調整担当課室の長、建設労働法担当課の長若しくは安定所長又は監督署長に対し、直接回報することとする。

また、上記第3の2により労働基準部又は職業安定部若しくは需給調整事業部へ報告等を行った事案については、監督署長は労働基準部に対して、安定所長は職業安定部又は需給調整事業部に対して回報内容等について報告することとする。

派遣労働者等の対策に係る共同の指導監督等

労働者派遣事業の適正な運営及び派遣労働者の労働条件の確保等を確実に図っていくため、次の事案については、監督署及び需給調整事業担当課室若しくは建設労働法担当課又は安定所の職員が共同して臨検、立入検査等事業場（所）に赴いて指導監督等を実施する。

①	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の適用除外業務について労働者派遣事業（港湾労働者派遣事業及び建設業務労働者就業機会確保事業を除く。）を行っている場合（労働者派遣法第4条第1項違反）であって、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働基準関係法令（労働者派遣法第3章第4節の規定に基づき適用される場合を含む。以下「労働基準関係法令」という。）違反が疑われるとき。
②	厚生労働大臣の許可を受けないで一般労働者派遣事業、港湾労働者派遣事業又は建設業務労働者就業機会確保事業を行っている場合（労働者派遣法第5条第1項違反又は労働者派遣法第4条第1項違反）であって、労働基準関係法令違反が疑われるとき。
③	厚生労働大臣に届出書を提出しないで特定労働者派遣事業（港湾労働者派遣事業を除く。以下同じ。）を行っている場合（労働者派遣法第16条第1項違反）であって、労働基準関係法令違反が疑われるとき。
④	期間を定めた一般労働者派遣事業、港湾労働者派遣事業又は建設業務労働者就業機会確保事業の全部又は一部の停止についての厚生労働大臣の命令に違反している場合（労働者派遣法第14条第2項違反、港湾労働法第21条第2項違反又は建設労働法第40条第2項違反）であって、労働基準関係法令違反が疑われるとき。
⑤	特定労働者派遣事業の廃止又は期間を定めた事業の全部若しくは一部の停止についての厚生労働大臣の命令に違反している場合（労働者派遣法第21条違反）であって、労働基準関係法令違反が疑われるとき。
⑥	その他上記①から⑤までに準ずる行為（名義貸し、偽りその他不正の行為により一般労働者派遣事業の許可を受けている等）をした場合であって、労働基準関係法令違反が疑われるとき。

派遣労働者等、出稼労働者、年少労働者、障害者である労働者及び問題事業場関係の情報提供等

		労働基準監督署	需給調整事業担当課室、建設労働法担当課又は公共職業安定所
派遣労働者等関係	情報提供等	1 監督署において、労働者派遣法に基づき厚生労働大臣の許可を受け、若しくは厚生労働大臣に届出書を提出して労働者派遣事業を行う者、港湾労働法に基づき厚生労働大臣の許可を受けて港湾労働者派遣事業を行う者又は建設労働法に基づき厚生労働大臣の許可を受けて建設業務労働者就業機会確保事業を行う者が、労働基準関係法令の規定に違反し、監督署が司法処分に付し、罰金以上の刑が確定した場合（罰金の刑については労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和61年政令第95号）第3条第1号、第3号、第5号及び第9号、港湾労働法施行令（昭和63年政令第335号）第3条第1号、第3号、第5号及び第9号、又は建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行令（平成17年政令第314号）第2条各号）に掲げる規定に違反した場合に限る。）	需給調整事業担当課室、建設労働法担当課又は安定所において、労働者派遣事業若しくは建設業務労働者就業機会確保事業を行う者又は派遣先事業主若しくは受入事業主が労働基準関係法令の規定に違反している疑いのある事案を把握した場合
		2 監督署において、労働者派遣事業又は建設業務労働者就業機会確保事業を行う者の労働基準関係法令に係る重大・悪質な法違反につき司法処分等を行った場合	
		3 監督署において、労働者派遣の役務の提供を受ける者（以下「派遣先事業主」という。）又は建設業務労働者の就業機会確保の役務の提供を受ける者（以下「受入事業主」という。）に対し、労働者派遣法第3章第4節（港湾労働法第23条及び建設労働法第44条の規定により読み替えて適用するものを含む。）の規定により適用される労働基準関係法令に係る重大・悪質な法違反につき司法処分等を行った場合	
		4 監督署において、労働者派遣法の適用除外業務について、労働者派遣事業（港湾労働者派遣事業を除く。）を行っている疑いのある事案、若しくは無許可・無届出で労働者派遣事業（港湾労働者派遣事業を除く。）を行っている疑いのある事案、又は無許可で港湾労働者派遣事業を行っている疑いのある事案を把握した場合	
		5 監督署において、労働者派遣事業（港湾労働者派遣事業を除く。）を行う者が、労働者派遣契約の中途解約に伴い、当該契約により派遣されていた派遣労働者を休業させ、又は解雇するに当たり、労働基準法第26条又は第20条違反に係る是正勧告を行った場合	

派遣労働者等関係	事案の処理	監督署は、当該情報提供等に係る事案の内容に応じ、監督指導等を行うこと。	1 1について 需給調整事業担当課室、建設労働法担当課又は安定所は、当該情報提供等に係る事案の内容に応じ、許可の取消し（労働者派遣法第14条第1項、港湾労働法第21条第1項又は建設労働法第40条第1項）、事業廃止命令（労働者派遣法第21条第1項）等の措置を講ずること。
			2 2について 需給調整事業担当課室、建設労働法担当課又は安定所は、必要に応じ、実地調査の上、是正指導等を行い、労働者派遣事業を行う者について、その是正状況に応じ、改善命令（労働者派遣法第49条（港湾労働法第23条及び建設労働法第44条の規定により読み替えて適用するものを含む。））、事業停止命令（労働者派遣法第14条第2項、同法第21条第2項、港湾労働法第21条第2項又は建設労働法第40条第2項）、許可の取消、事業廃止命令等の措置を講ずること。また、悪質なものについては、告発の措置も講ずること。
			3 3～5について 需給調整事業担当課室、建設労働法担当課又は安定所は、必要に応じ、実地調査を行い、その結果、労働者派遣法、港湾労働法又は建設労働法上の問題が認められた場合には、必要な是正指導等を行うこと。
出稼労働者関係	情報提供等	監督署において、出稼労働者に関係した労働基準関係法令に係る重大・悪質な法違反につき司法処分等を行った場合	1 安定所において、出稼労働者を多数雇用している事業所（場）を把握した場合 2 安定所において、出稼労働者に関係した労働基準関係法令違反の疑いのある事業所（場）を把握した場合
	事案の処理	監督署は、当該情報提供等に係る事案の内容に応じ、監督指導等を行うこと。	安定所は、当該情報提供等に係る事案の内容に応じ、当該事業所（場）に対し、求人への不受理（又は受理の保留）、紹介保留、再発防止の求人者指導等を行うこと。
年少労働者関係	情報提供等	監督署において、年少労働者に関係した労働基準関係法令に係る重大・悪質な法違反につき司法処分等を行った場合	安定所において、年少労働者に関係した労働基準関係法令違反の疑いのある事業所（場）を把握した場合
	事案の処理	監督署は、当該情報提供等に係る事案の内容に応じ、監督指導等を行うこと。	安定所は、当該情報提供等に係る事案の内容に応じ、当該事業所（場）に対し、求人への不受理（又は受理の保留）、紹介保留、再発防止の求人者指導等を行うこと。

障害者である労働者関係	情報提供等	監督署において、障害者である労働者に関係した労働基準関係法令に係る重大・悪質な法違反につき司法処分等を行った場合	安定所において、障害者である労働者に関係した労働基準関係法令違反の疑いのある事業所（場）を把握した場合
	事案の処理	監督署は、当該情報提供等に係る事案の内容に応じ、監督指導等を行うこと。	安定所は、当該情報提供等に係る事案の内容に応じ、当該事業所（場）に対し、求人の不受理（又は受理の保留）、紹介保留、再発防止の求人者指導等を行うこと。
問題事業場関係	情報提供等	監督署において、申告・相談が多く寄せられ、監督指導を行っても、なお労働基準関係法令違反を繰り返す事業場を把握した場合	安定所において、求人票と実際の勤務条件が異なるなどの苦情・相談が繰り返し寄せられる事業場及び労働基準関係法令違反の疑いのある事業所（場）を把握した場合
	事案の処理	監督署は、当該情報提供等に係る事案の内容に応じ、監督指導等を行うこと。	安定所は、当該情報提供等に係る事案の内容に応じ、当該事業所（場）に対し、求人の不受理（又は受理の保留）、紹介保留、再発防止の求人者指導等を行うこと。